

函館市宿泊税条例施行規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 5 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 8 号

函館市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、函館市宿泊税条例（令和 7 年函館市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(宿泊料金)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設（同条に規定する宿泊施設をいう。以下この条および第 6 条第 1 項において同じ。）の宿泊（条例第 3 条に規定する宿泊をいう。以下この条において同じ。）に関して当該宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金，助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食，遊興，施設（客室を除く。）の利用
その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税，地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する額

(課税免除)

第 3 条 条例第 4 条第 1 号の規則で定める教育活動は、修学旅行その他の学校の行事であって市長が別に定めるものおよびこれに類する活動であって市長が別に定めるもの（次項においてこれらを「修学旅行等」という。）とする。

2 条例第4条第2号の規則で定める行事は、修学旅行等に類する行事であって市長が別に定めるものとする。

(減免)

第4条 条例第6条の規定による宿泊税の減免については、市長が別に定める。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者に対し、市長が別に定める通知書により通知するものとする。

(申告納入の方法)

第6条 条例第9条の規定による申告納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第9条の納入申告書および納入書は、市長が別に定める様式によらなければならない。

(特別徴収義務者の登録等)

第7条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の特別徴収義務者としての登録の申請は、市長が別に定める申請書によりしなければならない。

2 条例第10条第3項の規定による宿泊税の特別徴収義務者としての登録の通知は、市長が別に定める通知書によるものとする。

3 条例第10条第4項の規定による宿泊税の特別徴収義務者としての変更の登録の申請は、市長が別に定める申請書によりしなければならない。

4 条例第10条第4項後段において準用する同条第3項の規定による宿泊税の特別徴収義務者としての変更の登録の通知は、市長が別に定める通知書によるものとする。

5 条例第10条第5項から第7項までの規定による休止、再開または廃止の届出は、市長が別に定める届出書によりしなければならない。

(徴収不能額等の還付または納入義務の免除)

第8条 条例第11条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付または宿泊税額の納入義務の免除の申請は、市長が別に定める申請書に還付または納入義務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添付してしなければならない。

2 条例第11条第3項の規定による通知は、市長が別に定める通知書によるものとする。

(納税管理人)

第9条 条例第12条第1項の納税管理人申告書および納税管理人承認申請書は、市長が別に定める様式によらなければならない。

2 条例第12条第2項の申請書は、市長が別に定める様式によらなければならない。

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第10条 条例第15条第1項の規定により関係帳簿（同項に規定する関係帳簿をいう。以下同じ。）に係る電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件（当該宿泊税の特別徴収義務者が特定要件に従って当該電磁的記録の備付けおよび保存を行っている場合には、第3号に掲げる要件を除く。）に従って当該電磁的記録の備付けおよび保存をしなければならない。

(1) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存に併せて、次に掲げる書類（当該関係帳簿に係る電子計算機処理（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理をいう。以下この条において同じ。）に当該宿泊税の特別徴収義務者が開発したプログラム（同号に規定するプログラムをいう。以下この号および次号ならびに第6項第4号において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはアおよびイに掲げる書類を除くものとし、当該関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該宿泊税の特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲

げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システム（電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。）の概要を記載した書類

イ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該関係帳簿に係る電子計算機処理ならびに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書ならびに当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存に関する事務手続を明らかにした書類）

(2) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイおよびプリンタならびにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面および書面に、整然とした形式および明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

(3) 市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしておくこと。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。

(1) 条例第15条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者 次に掲げる要件（当該宿泊税の特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、ウ（（イ）および（ウ）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）

ア 当該関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満た

す電子計算機処理システムを使用すること。

(ア) 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行った場合には、これらの事実および内容を確認することができること。

(イ) 当該関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

イ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連関係帳簿（当該関係帳簿に関連する関係帳簿をいう。以下このイにおいて同じ。）の記録事項（当該関連関係帳簿が、条例第15条第1項の規定により当該関連関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該関連関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものまたは条例第16条第1項もしくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関連関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

ウ 当該関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

(ア) 取引年月日、取引金額および取引先（（イ）および（ウ）において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付または金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。

(2) 条例第16条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ（ア）の電磁的記録に、前号ア（ア）および（イ）に規定する事実および内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、関係帳簿の種類および取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

オ 当該関係帳簿の保存期間（条例第14条第1項の規定により関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該関係帳簿に係る条例第9条の規定による申告納入に係る期限後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第2号および前号ウに掲げる要件（当該宿泊税の特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（（イ）および（ウ）に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ウに規定する機能（当該宿泊税の特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ウ（ア）に掲げる要件を満たす機

能)に相当するものに限る。)を確保しておくこと。

- 3 第1項の規定は、条例第15条第2項の規定により関係書類(同項に規定する関係書類をいう。以下同じ。)に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第1項中「特定要件に従って当該電磁的記録の備付けおよび」とあるのは、「当該電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能(取引年月日その他の日付を検索の条件として設定することおよびその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。)を確保して当該電磁的記録の」と読み替えるものとする。
- 4 条例第15条第3項前段の規則で定める関係書類は、棚卸表、貸借対照表および損益計算書ならびに計算、整理または決算に関して作成された書類とする。
- 5 条例第15条第3項前段の規則で定める装置は、スキャナとする。
- 6 条例第15条第3項の規定により関係書類(同項に規定する関係書類に限る。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件(当該宿泊税の特別徴収義務者が市税に関する法令の規定による当該電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしている場合には、第5号(イおよびウに係る部分に限る。))に掲げる要件を除く。)に従って当該電磁的記録の保存をしなければならない。
 - (1) 次に掲げる方法のいずれかにより入力すること。
 - ア 当該関係書類に係る記録事項の入力をその作成または受領後、速やかに行うこと。
 - イ 当該関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと(当該関係書類の作成または受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。))。
 - (2) 前号の入力に当たっては、次に掲げる要件(当該宿泊税の特別徴

収義務者が同号アまたはイに掲げる方法により当該関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合にあっては、イに掲げる要件を除く。)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

ア スキャナ(次に掲げる要件を満たすものに限る。)を使用する電子計算機処理システムであること。

(ア) 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下この項および次条第1項第2号において同じ。)Z6016附属書AのA.1.2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25.4ミリメートル当たり200ドット以上で読み取るものであること。

(イ) 赤色、緑色および青色の階調がそれぞれ256階調以上で読み取るものであること。

イ 当該関係書類の作成または受領後、速やかに一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務(電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。)に係るタイムスタンプ(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下このイにおいて「タイムスタンプ」という。)を付すこと(当該関係書類の作成または受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあっては、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付すこと。)

(ア) 当該記録事項が変更されていないことについて、当該関係書類の保存期間(条例第14条第2項の規定により関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)を通じ、当該業務を行う者に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

(イ) 任意の期間を指定し、当該期間内に付したタイムスタンプについて、一括して検証することができること。

ウ 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について、次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムであること。

(ア) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行った場合には、これらの事実および内容を確認することができること。

(イ) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正または削除を行うことができないこと。

(3) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該関係書類に関連する関係帳簿の記録事項（当該関係帳簿が、条例第15条第1項の規定により当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものまたは条例第16条第1項もしくは第3項の規定により当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録または当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。

(4) 当該関係書類に係る電磁的記録の保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル以上のカラーディスプレイおよびカラープリンタならびにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をカラーディスプレイの画面および書面に、次のような状態で速やかに出力することができるようにしておくこと。

ア 整然とした形式であること。

イ 当該関係書類と同程度に明瞭であること。

ウ 拡大または縮小して出力することが可能であること。

エ 市長が定めるところにより日本産業規格Z8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。

(5) 当該関係書類に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておく

こと。

ア 取引年月日その他の日付，取引金額および取引先（イおよびウにおいて「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

イ 日付または金額に係る記録項目については，その範囲を指定して条件を設定することができること。

ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

(6) 第1項第1号の規定は，条例第15条第3項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者の当該電磁的記録の保存について準用する。

7 条例第15条第3項の宿泊税の特別徴収義務者が，災害その他やむを得ない事情により，同項前段に規定する規則で定めるところに従って同項前段の関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には，前項の規定にかかわらず，当該電磁的記録の保存をすることができる。ただし，当該事情が生じなかつたとした場合において，当該規則で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは，この限りでない。

8 条例第15条第3項後段の規則で定める要件は，同項後段の関係書類に係る電磁的記録について，当該関係書類の保存場所に，条例第14条第2項の規定により当該関係書類の保存をしなければならないこととされている期間，保存が行われることとする。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第11条 条例第16条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者は，前条第1項各号に掲げる要件（当該宿泊税の特別徴収義務者が同条第2項に規定する特定要件に従って当該電磁

的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っている場合には、同条第1項第3号に掲げる要件を除く。) および次に掲げる要件に従って当該電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成および保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) 宿泊税の特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該関係帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載およびその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格 B 7 1 8 6 に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダプリンタおよびその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダプリンタの画面および書面に、整然とした形式および明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2 前項の規定は、条例第16条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者の当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項第1号および第3号」と、「特定要件に従って当該電磁的記録の備付けおよび」とあるのは「特定要件（同項第2号ウからオまでに

掲げるものに限る。)に従って」と、「および次に」とあるのは「ならびに次に」と読み替えるものとする。

3 条例第16条第3項の規則で定める場合は、条例第15条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者の当該関係帳簿または同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者の当該関係書類の全部または一部について、その保存期間（条例第14条第1項または第2項の規定により関係帳簿または関係書類の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもってこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

4 第1項および第2項の規定は、条例第16条第3項の規定により関係帳簿または関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿または関係書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする宿泊税の特別徴収義務者の当該関係帳簿または関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

（賦課徴収）

第12条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。